

大分県総合評価落札方式審査委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 本要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、県が発注する工事のうち、総合評価落札方式における入札参加業者の技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、大分県総合評価落札方式審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議その他委員会の設置に関し必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県の実施する総合評価落札方式及び複数の工事に共通する評価の方法等について意見を述べること。
- (2) 県が発注する個別工事の総合評価に関して、総合評価落札方式で入札を実施することの適否、発注者が行う評価の方法又は技術資料等の審査・評価に対して意見を述べること。

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に意見を述べることその他の事務を適切に行うことができる学識経験を有する者の中から、知事が委嘱するものとする。
- 3 委員会は、知事から委嘱された者をもって構成する。
- 4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員の再任は妨げない。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の構成)

第5条 委員会に、小委員会を置くものとする。

(委員会の運営)

第6条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、第2条第1号に規定する事務を行うときその他必要があると認めるときに委員会を開催するものとする。
- (2) 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

(小委員会の運営)

第7条 小委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 小委員会は、第2条第2号に規定する事務を行うものとする。
- (2) 小委員会は、2名以上の委員にて構成する。
ただし、緊急の必要がある場合は、持ち回りにより小委員会の審議に代えることができるものとする。
- (3) 小委員会は、必要に応じ、委員会の委員以外の者を関係人として出席させることができるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た個別企業に係る情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 事務局は、大分県土木建築部公共工事入札管理室に置くものとする。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。